

## インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議幹事会の構成員の官職の指定等について

令和5年9月29日  
インボイス制度円滑実施推進に  
関する関係閣僚会議議長決定案

1. インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議の開催について（令和5年9月29日閣議口頭了解）第3項に基づき、インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	財務省主税局長 国税庁次長 中小企業庁長官
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府大臣官房政策立案総括審議官 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総合政策局政策立案総括審議官 デジタル庁統括官（国民向けサービス担当） 総務省大臣官房総括審議官 総務省自治税務局長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省経営局長 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 経済産業省経済産業政策局長

## 国土交通省政策統括官

2. 幹事会は、「適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議の開催について」の廃止について（令和5年9月28日関係府省庁申合せ）による廃止前の同会議が検討した事項を引き継ぐものとする。